

基安化発1107第1号
令和6年11月7日

都道府県労働局健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について

送気マスクの使用等に関する留意事項については、平成25年10月29日付け基安化発1029第1号「送気マスクの適正な使用等について」により示しているところであるが、今般、「日本産業規格（JIS）T 8153：送気マスク」の改訂等を踏まえ、別添新旧対照表のとおり改正するので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、関係団体に対しては別紙のとおり要請を行ったので了知されたい。